



さいたま市

北区 火の用心

発行 お問い合わせ

さいたま市北消防署

管理指導課

北区植竹町1丁目820番地1

TEL 048-663-4262

FAX 048-666-2199

設置して良かった！ 住宅用火災警報器

今年北区内で発生した住宅火災を紹介します。この火災は住宅用火災警報器が鳴り、火災を早期に見、延焼拡大を防いだもので、この住宅の方は次のように語っています。

「火事のあった夜、家族は2階の寝室で寝ていました。すると突然、1階の住宅用火災警報器が鳴ったので、夫と一緒に見に行ったところ、充電中のモバイルバッテリーから火が上がっていました。私は寝ていた子供たちを起

して外に避難し消防署に119番通報しました。

もし住宅用火災警報器を設置してなかったら火事に気付くことはできなかったと思います。」

- 火災を早期発見し被害を少なくするため、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 住宅用火災警報器は定期的に点検し電池が切れる10年を目安に交換しましょう。

火災シーズン到来
火災に注意しましょう

◆全国統一防火標語

『お出かけは
マスク戸締り
火の用心』

空気が乾燥し、火気を使用する機会が多くなり火災が発生しやすい季節となりました。

火災により尊い生命や財産を失わないよう皆さんでできる火災予防から取り組んでみましょう。

火災予防第一
失火による火災を防ぎましょう

北区内で発生した住宅火災において、火気の取扱い不注意や始末など失火による火災は、令和3年中が8件、令和4年中は既に11件と昨年以上を上回る件数となっています。

今年の住宅火災の原因は、1位が「こんろ」、2位が「たばこ」となっています。

- 「こんろ」を使うときは、火のそばを離れない。
- 「たばこ」の吸い殻は確実に消火し、寝たばこは絶対にしない。

さいたま市北区内	令和4年	令和3年	令和2年
火災件数	23件	25件	25件
(うち住宅火災件数)	13件	11件	8件
失火による住宅火災件数	11件	8件	5件
火災による死者数	0人	0人	1人

令和4年は10月31日現在の件数



こちらのQRコードから、「住宅防火の手引き」がご覧になれます。
ぜひご自宅の防火対策にお役立てください。

火災予防の二 高齢者の火災被害を防ぎましょう

さいたま市の住宅火災による死者の約6割が高齢者で、住宅火災でお亡くなりになった方の約8割が、発見の遅れや判断力・体力の低下などによる逃げ遅れです。

さいたま市では住宅火災から高齢者を守るため、9月に高齢者防火運動を実施しています。

住宅火災から

高齢者を守るためには？

一、早く知る！

火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、身の危険を感じたら、煙を吸わないよう速やかに避難しましょう。

二、早く消す！

火災を小さいうちに消すため、消火器等を設置し、使い方の確認をしましょう。

三、拡大させない！

火災の拡大を防ぐため、カーテンやじゅうたんなどは防災物品を使用しましょう。

消防団員を募集しています

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

主な活動は、火災等の災害現場活動の他、火災予防広報や消防訓練・応急手当の指導を行っています。

北区では、現在3消防分団（日進・宮原・大砂土）総勢82名の消防団員が活動しており、今後は宮原地区と植竹地区の消防分団を2団増強し、区内で5消防分団体制となる予定で、さらなる増員を図っています。

★入団資格★
市内在住、
在勤、在学の
18歳以上の
健康な方



※興味のある方は、北消防署管理指導課までお気軽にお問い合わせください

北消防署 管理指導課 一時移転のお知らせ

北消防署の庁舎改修工事のため、管理指導課（管理・予防業務）が一時移転することとなりました。なお、消防部隊については、現在地で仮設庁舎により消防業務を継続します。

○移転予定期間

令和4年11月21日（月）～

令和5年12月22日（金）

○移転先

〒133-1-0813

北区植竹町1丁目820番地1

北消防署植竹出張所3階

電話・048-663-4262

